

茨城県立江戸崎総合高等学校の運動部活動に係る活動方針

2021年4月1日

1 運動部活動の基本的な考え

運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって、豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。

全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

2 適切な運営のための体制整備

運動部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画および活動実績を作成し、校長に提出する。

学校の運動部活動に係る活動方針並びに活動計画等について、学校のホームページ等への掲載等により公表する。

3 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組

生徒の心身の健康管理、事故防止および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

生徒のバランスの取れた生活や成長に十分配慮し、活動時間と休養日を計画的に設定する。また、生徒が落雷・突風等の被害に遭わないように天候の変化に気を配るほか、熱中症や低体温症などを防ぐため、体調面にも注意を払う。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は週当たり1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は4時間程度とする。
- (3) 原則として、朝の活動は行わない。
- (4) 長期休業中には、一定の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (5) 定期考査の1週間前より考査終了まで、活動は行わない。ただし、特別に必要があるときは、「特別練習許可願」を提出し、承認を得れば活動をすることができる。
- (6) 上記(1)～(4)について、特別の事情がある場合には、生徒及び教員の活動に係る負担等を十分考慮した上で個別に検討することができる。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、各運動部が参加する大会・試合等を把握し、生徒や運動部顧問の負担が過度にならないことを考慮する。

6 同好会・文化部の活動

同好会活動・文化部活動の特性を踏まえつつ、本方針に準じた取扱いをする。